

### (3) 補助事業計画の変更について

補助事業は、**採択・交付決定を受けた内容で実施いただくことが原則**です。  
やむを得ず補助事業計画を変更する場合は、まず変更承認申請の要否を確認してください。変更承認申請が必要であるにもかかわらず、**事前に承認を得ずに計画を変更した場合、補助金をお受け取りいただけなくなります。**

#### 変更承認が必要なケース

- 交付決定を受けた事業計画に対し、軽微でない内容変更を行う場合
  - ◆ 軽微か否かの判断は補助事業の手引きをご参照ください。
- 経費間で大幅な流用が見込まれる場合※1
- 経費区分を修正する場合
- 完了予定日を延長する場合※2
  - ※2 実施期限を超えての延長はできません。
  - ◆ 変更承認申請の**要否の判断がつかない場合は、事前に事務局までお問い合わせ**ください。

#### 変更承認の留意事項

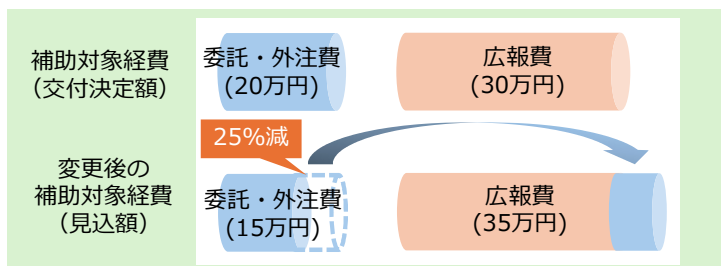
- **当初の計画にない取組や、新たな経費区分の追加はできません。**
- 場合によっては**計画変更が認められない場合があります。**
- 「業務効率化（生産性向上）の取組」による経費支出は、変更承認手続により事後に補助対象経費に加えることはできません。

#### ※1 経費間で大幅な流用が見込まれる場合

大幅な流用とは

- ① 2つ以上の経費区分を計上しており、
- ② 増額・減額する経費区分があり、
- ③ いずれかの経費区分の合計額が申請時と比べて20%を超えて変動している場合を言います。

大幅な流用（20%超の流用）により、変更申請が必要となる例



#### 変更承認の申請要否のチェックフロー (大幅な流用に該当するか否か)

